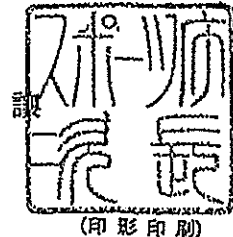




30ス庁第236号
平成30年7月26日

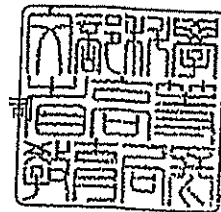
各国公私立大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本博



(印影印刷)

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について（通知）

平成30年7月20日付け30ス庁第235号で通知したとおり、「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が平成30年6月20日に公布されました。

この法律では、東京オリンピック競技大会の開会式前日等について、国内外要人や大会関係者の安全・円滑な輸送及び警備と経済活動や日常生活の両立を図るため、国民の祝日に関する法律の特例として、平成32年に限り、海の日を7月23日に、体育の日を7月24日に、山の日を8月10日にすることとしています。

ついては、平成32年度の学事暦の設定に当たっては、この法律の趣旨を踏まえて、各大学等において適切に対応いただくようお願いします。

また、平成28年4月21日付け28ス庁59号で通知したとおり、学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加することは、競技力の向上のみならず、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性などの涵養の観点からも意義があるものと考えられます。さらに、学生が、大学等での学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の社会への円滑な移行促進の観点から意義があるものと考えられます。この観点から、平成32年度の学事暦を変更する予定の大学もあるところです。

各大学等において、例えば、学生の同大会等への参加や同大会に係るボランティア活動への参加のため、学事暦の変更等を行う場合は、下記の諸点にも留意していただ

くようお願いします。

記

- 1 各大学の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、平成32年度の学事暦について、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中（平成32年7月24日～8月9日、8月25日～9月6日）に、授業・試験を行わないようにするため、授業開始日の繰上げや祝日授業の実施の特例措置を講ずることなどが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。
- 2 1の学則の規定に基づく特例措置によらず、学則の変更が必要となるような学事暦の変更により対応を行う場合には、次の諸点にも留意する必要があること。なお、(3)については、1の学則の規定に基づく特例措置による場合にも、留意する必要があること。
 - (1) 平成25年3月29日付け24文科高第962号で通知しているとおり、各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能となっていること。
 - (2) 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、10週又は15週を期間として行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げることができると思われることが必要であること。
 - (3) 授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な授業時間を変更するものでなく、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう十分留意すること。
 - (4) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事暦の変更を行う場合には、公私立大学にあつては、文部科学大臣への届出が必要となること。

【添付書類】

- 1 学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会に係るボランティア活動等への参加に当たっての教育上の配慮について（通知）（平成28年4月21日付け28ス庁第59号）
- 2 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）（平成25年3月29日付け24文科高第962号）

【本件連絡先】

(オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法関係)

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

中平, 米山

電話 : 03-5253-4111 (内線 3494)

FAX : 03-6734-3955

(大学の学事暦等の取扱い関係)

文部科学省高等教育局大学振興課

塚田, 中村

電話 : 03-5253-4111 (内線 3338)

FAX : 03-6734-3387